

長久手市教育委員会会計年度任用職員講師登録等に関する要綱

(目的)

第1条 長久手市会計年度任用職員（以下「市会計年度任用職員」という。）のうち長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で選考を行う一部の職種については、年度途中における学校現場での急な欠員等に対応し、児童生徒に適切な学習環境を提供する必要があることから、年間をとおして人員の募集を行うため、その選考に関しては講師登録を使用し、その運用に関してはこの要綱に定めるところによる。

(対象職種)

第2条 講師登録の対象となる職種は、学校現場で欠員が生じた際に特に児童生徒への指導に影響が出やすい、次に掲げる職種とする。

- (1) 非常勤講師（小学校、中学校、巡回養護教諭、少人数指導）
- (2) 非常勤講師補助

(登録手続)

第3条 前条の職種に講師登録の申込みをしようとする者は、教育委員会に面談の予約をとり、会計年度任用職員任用申込書兼履歴書（以下「履歴書」という。）を、指定の日時に教育委員会へ持参して、面談を受けなければならない。

2 教育委員会は、面談の予約があったときはその申込みを受け、面談を実施するものとする。また、面談後速やかに長久手市会計年度任用職員講師登録者名簿に面談結果を登録する。

(採用候補者の決定)

第4条 欠員の補充を必要とする学校は、前条により登録された者のうち必要な条件を満たした者に面談を実施し、採用候補者を決定する。

(登録の有効期限)

第5条 第3条により登録をした履歴書及び面談結果の有効期限は登録日から3年間とする。

(採用)

第6条 このほか、採用に関することは、長久手市パートタイム会計年度任用職員の任用、服務及び休暇等に関する要綱第6条に準ずるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。